

社会福祉法人松里福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、行動計画期間 令和7年6月1日～令和12年5月31日までの5年間

2、内容

目標1：男性の育児休業取得期間2週間以上の割合を80%以上とする。

<対策>

- 令和7年5月～ 計画に向けて管理者研修を行う
- 令和7年5月～ 気軽に相談できるよう窓口を設置
- 令和7年5月～ 育児休業取得を推進するため、全職員に対し制度について周知
- 令和7年5月～ 申し出のあった職員に対し、個別に制度を周知し取得の意向確認
- 令和7年5月～ 育児休業取得予定者に、休業から復帰に向けての計画を策定し、サポートする。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働を25時間未満とする。

<対策>

- 令和7年5月～ フルタイム労働者一人ひとりの業務内容の把握
 - 1、一人当たりの業務量が多くないか
 - 2、作業内容と個人の能力が合っているか
- 令和7年5月～ 業務内容の分担
- 令和7年5月～ 個人の能力と合っていない場合、業務のサポートを行う